《発行》 島牧村議会 《編集》 議会広報編集委員会 2017.4.25

かりば

島牧村議会広報
第159号
平成29年 4月

保育所卒園式 －3月18日－

一般質問

- コミュニティバスについて
- 長寿者に対する慶祝金について
- 文教対策について

主な内容

第１回村議会定例会
行政報告 …… 2-5
審議した議案 …… 6-7
一般質問 …… 8-13
予算特別委員会 14-17
第１回村議会臨時会 18-19

1 2017年 定例会 3・6

新年度予算を審議する第１回村議会定例会は３月６日招集され、会期を３月１７日までの１２日間と決めた後、議長の諸般報告、村長の行政報告に引き続き、村長の村政執行方針と教育長の教育行政執行方針が述べられたほか、島牧村水産種苗供給施設設置条例の廃止など議案７件を審議、可決し、新年度の各会計予算など７件は、予算特別委員会を設置して審議を付託し、３月15日まで休会としました。

再開日の３月16日は、２名の議員が村政に対する一般質問を行い、引き続き予算特別委員会を再開し、翌日まで審議した結果、予算特別委員会の審議を踏まえ、いずれも原案を可決すべきものと決定しました。

この後に開かれた本会議で、佐藤予算特別委員長から審議結果が報告され、いずれも原案が可決されました。

そのほか、２８年度一般会計補正予算など４件、意見案３件、閉会中の継続調査１件をそれぞれ可決、決定し閉会しました。

▲新年度村政執行方針を述べる藤澤村長

藤澤　克　村長 行政報告

医師確保状況等

診療所長、脇本医師が平成28年度末をもって退職期を迎えることにつきましては、医療連携の推進について、ご協議いただきました、９月８日開催の全員協議会でご説明したところでありますが、その後、脇本医師に退職に伴う再任用制度等につきましても、ご説明したところでありますが、医師の意向に添うことが難しく、本年３月末をもって退職される運びとなりました。

脇本医師につきましては、平成21年８月奉職以来７年余り、村診療所の所長として診察・治療にあたっていただき感謝申しあげる次第でございます。

後任医師の確保につきましては、昨今、地方における医師確保は困難を極めており、関係機関等への医師招へい要請を始め、様々な手段を持って医師確保に努めて参りましたところ、先般、後任医師を確保することができ、安堵しているところでございます。

後任医師とは、採用条件等について、概ね合意に至っているところでありますが、現在の勤務先との関係で、本村での勤務は、４月中旬からになるとのことでありますので、それまでの間は、北海道地域医療財団等からの医師派遣で対応してまいりたいと考えております。

なお、小松医師につきましては、これまでどおり勤務していただきますので、概ね２名の医師で診察にあたっていただくことになってございます。

なお、両医師には現在、村が進めております、広域医療連携の推進について、本村地域医療の方向性として理解し

ていただいており、連携に向け協力していただけることとなっております。

関連いたしまして、医療連携の推進に係る、その後の進展状況についてでございますが、現在、寿都診療所を運営しております、医療法人北海道家庭医療学センターの理事長等と協議等を重ね、3月中旬13日になりますが、寿都・島牧地域における医療の今後のあり方として、2町村に所在する公設診療所の医療機関連携を進め、広域連携による地域医療の充実を目指し、地域住民の安全・安心な暮らしのための、医療環境の実現に向けて検討するための、寿都・島牧地方における、広域医療連携に関する協議会を創設する運びとなっております。

広域医療連携に係る事務作業は、端緒についたばかりでありますので、今後の推移については、随時、お知らせして参ることを申し添え、報告とさせていただきます。

▲島牧診療所

日本海沿岸の津波浸水想定

北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会は、東日本大震災の発生を踏まえ、北海道沿岸における津波想定の見直し検討を行うこととし、平成23年6月1日に、北海道に津波被害をもたらす想定地震の再検討のためのワーキンググループを設置し、従前の北海道各沿岸の津波浸水予測図を、点検見直しすることとし、平成24年6月に太平洋沿岸の新たな、津波浸水予測図を公表しております。

また、オホーツク沿岸については、新たな津波堆積物データが得られなかったことから、平成26年3月に、現行の想定レベルが適当とし、当面見直さないことになっております。

最後となりました、日本海沿岸について、平成22年3月に公表した、津波浸水予測図を見直すこととなり、先般2月9日に公表となりました。

公表された内容についてでありますが、東日本大震災を踏まえ、平成23年12月に制定された、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、都道府県が設定する、津波浸水想定に合致するものであり、できるだけ安全側に立って、対象地域における、最大クラスの津波により想定されているものでございます。

その想定のもと、島牧村の代表地点の状況についてでございますが、別紙の行政報告説明資料を、ご参照していただきたいとぞんじますが、本村の最高津波水位は栄浜、これは、せたな町との境界付近でございますが、そこで海抜24．4メートルとなっておりますが、村内各地点での津波水位と遡上高は、別紙の資料のとおりとなっており、一部のマスコミ報道等では、地域全体が24．4メートルの津波が来襲するかのような、表現になっておりましたが、実際は地点毎で津波高が想定されており、千走地区を例に取りますと、津波来襲時の海岸線での海面の高さである津波水位は、海抜6．3メートル。

津波が陸域に遡上した際の津波の先端、一番外側の外縁部分の地盤高を示す遡上高は、海抜13．6メートル。泊川河口では、津波水位は海抜7．4メートル、遡上高は海抜13．6メートル。

本目地区で津波高が、海抜7．8メートル、遡上高は13．9メートルなどとなっております。

先に申しあげましたとおり、津波浸水想定は、着実な防災対策を実施するために重要なものでありますので、今後の避難施設等の整備計画に、活用してまいりたいと考えるところでございます。

なお、行政執行方針でも述べさせていただきますが、新たな津波浸水想定が公表されたことから、これら浸水想定に合せ、ガイドマップの改定版を作成し、完成次第全戸配布するとともに、ガイドマップを熟知していただき適切な行動がとれるよう、地区説明会を開催してまいります。

村道等の除排雪

第1工区を平成28年11月1日に、有限会社後藤運輸と除雪予定時間300時間、委託金額319万1，400円で契約を締結し、第2工区につきましても、平成28年11月1日に、島牧開発株式会社と除排雪予定時間1，520時間、委託金額2，371万7，880円で契約を締結し実施しております。

2月末現在の実績は、第1工区で170時間、205万9，410円で、執行率65％でございます。

第2工区につきましては、800時間、1，626万4，287円で、執行率69％となっております。

これらのことから、今年度は、予算内で除排雪事業を終えることと見込まれているところでございます。

▲千走漁港永豊地区　除雪

◀賀老通線　除雪

29年度 後志広域連合の運営

後志広域連合議会第1回定例会が、2月27日に開催され、新年度に向けた行政執行方針のもとに、一般会計予算及び2件の特別会計予算が可決されております。

また、第2次後志広域連合広域計画が、平成28年度をもって終了することから、平成29年度から平成33年度までの第3次広域計画が定められております。

平成29年度各会計の歳入歳出の総額は、一般会計については、9，798万8，000円、国民健康保険事業特別会計については、92億3，769万円であり、介護保険事業特別会計については、63億7，661万1，000円、各会計歳入歳出予算の合計額は、157億1，228万9，000円であります。

後志広域連合では、平成21年度から、国民健康保険事業及び介護保険事業の事務が本格的に行なわれており、今後も効率的に運営できますよう積極的に参画してまいりますので、理解を賜りたいと存じます。

28年分漁協水揚げ

資料として、皆様に配付しております、島牧漁業協同組合の、平成28年1月から12月までの、魚種別漁獲量及び漁獲金額につきまして、若干概要説明を報告させていただきます。

昨年の漁獲量は、2，814トン、漁獲金額は7億9，400万円余りで、平成27年に比べますと、漁獲量では、641トンの増となっており、漁獲金額も、1，780万円弱の増となりました。

要因といたしましては、魚種別に、漁獲量の増が、スケソウでは、平成27年より232トン増の1，018トン、ホッケは、177トン増の488トン、イカナゴは、2．5倍で154トン増の255トン、ブリが2倍で、99トン増の201トン、アンコウにおきましては、6倍で54トン増の64トンあまりと、大幅な増となっております。

一方、漁獲量の減では、イカが、平成27年の約半分の漁獲量で、124トンと大幅な減となっており、サケ16トン、ヒラメ13トンの減となっており、アワビにつきましては、悪天候が続き操業ができず1．7トンの減となっております。

次に金額ですが、増加している魚種は、ホッケが2，200万円程、アンコウが1，500万円程、殻つきウニが1，400万円程であり、タラ、スケソウ、ブリ、メバルが600万円から800万円程の増額となっております。

減少している魚種は、ナマコが5，600万円程の大幅な減となっており、イカが1，300万円程、アワビが700万円程の減でございます。

昨年の市場取引単価を見ますと、殆どの魚種におきまして、競値が低調に推移しておりましたが、魚種全体で見ますと、漁獲量が増えていることから、水揚金額が増額となっている状況にございます。

平成28年の漁獲水揚金額は、前年対比で2．3％の増、漁獲量では、29．5％の増となっておりますので、ご報告させていただきます。

▲千走漁港

狩場山CATスキーツアー事業の運営状況

狩場山CATスキーツアー事業の進捗状況につきましては、本年1月16日から事業を開始しており、3月2日までの実施状況は、ツアー実施が40日間、昨シーズンは、19日間でありましたので、2．1倍の実績となってございます。

ツアー客424人・スタッフ関係者167人で、総動員数は591人。

昨シーズンは、288人でありましたので、同じく2．1倍の実績でございました。

▲雪上車（CAT）

これらのうち、ツアー客の地元宿泊施設利用実績は、409人であり、スタッフ関係者の162人を含めますと、計571人の方が宿泊しており、昨シーズンは、129人でありましたので、4．4倍の実績であります。

倍増の要因といたしましては、実施日数の増加と一人当たりのツアーが、2泊2日となったことによるものでございます。

今シーズンは、天候に恵まれ、現在まで予定通りツアーが実施されており、事故もなく安堵しているところでございます。

今後も、地域経済に貢献できるよう努力してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

▲CATスキーツアー参加者

審議した議案

新年度予算

▼財政調整基金の一部処分

▼一般会計予算

▼国民健康保険事業特別会計予算

▼簡易水道事業特別会計予算

▼介護保険サービス事業特別会計予算

▼後期高齢者医療特別会計予算

▼合併処理浄化槽事業特別会計予算

これらの議案は、全議員構成による予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定。

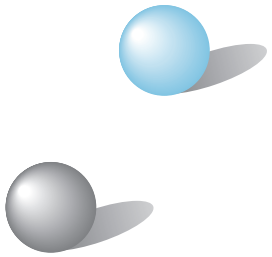

補正予算

▼28年度一般会計補正予算（第5号）

歳入・歳出ともに6510万6千円を減額し、予算総額を26億2838万3千円とするもの。

歳入の主なもの

・地域経済循環創造事業交付金
750万円減額
・年金生活者等支援臨時福祉給付金事業補助金
122万円減額
・財政調整基金繰入金
5103万1千円減額
・医科一般外来診療収入
305万2千円減額
・村債（在宅介護施設合築ホーム整備事業）
550万円減額

歳出の主なもの

・光ネットワーク修繕料
230万円減額
・国保会計繰出金
1732万5千円減額
・在宅介護施設合築ホーム整備工事設計委託料
556万6千円減額
・医薬材料費
360万円減額
・地域経済循環創造事業助成金
1000万円減額
・合併処理浄化槽会計繰出金
1028万5千円減額

◎全員賛成で原案可決

▼28年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

歳入・歳出ともに235万円を追加し、予算総額を8796万1千円とするもの。

歳入の主なもの

・医療給付費分滞納繰越
203万3千円追加
・一般会計繰入金
1732万5千円減額
・後志広域連合分賦金精算還付金
1573万9千円追加

歳出の主なもの

・後志広域連合分賦金
2555万7千円減額
・国保財政調整基金積立金
2696万9千円追加

◎全員賛成で原案可決

▼28年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

歳入・歳出ともに71万円を減額し、予算総額を9751万9千円とするもの。

歳入

・簡易水道事業使用料
29万5千円追加
・一般会計繰入金
100万5千円減額

歳出の主なもの

・維持管理費
70万円減額
・給水工事費
39万1千円減額

◎全員賛成で原案可決

▼28年度合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）

歳入・歳出ともに3630万6千円を減額し、予算総額を1億1969万4千円とするもの。

歳入の主なもの

・循環型社会形成推進交付金
271万9千円減額
・一般会計繰入金
1028万5千円減額
・村債（合併処理浄化槽事業）
2310万円減額

歳出の主なもの

・浄化槽保守点検委託料
194万円減額
・水洗便所改良等工事資金補助金
330万円減額
・浄化槽設置工事請負費
3040万円減額

◎全員賛成で原案可決

条例廃止

▼島牧村水産種苗供給施設設置条例の廃止

当該施設の解体撤去が完了したことにより、本条例を廃止。

◎全員賛成で原案可決

条例改正

▼島牧村職員の育児休業等に関する条例の一部改正

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に基づく改正。

◎全員賛成で原案可決

▼島牧村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に基づく改正。

◎全員賛成で原案可決

▼島牧村職員の給与に関する条例の一部改正

時間外勤務手当等の支給に関し、本条例の所用の一部を改正。

◎**賛成多数で原案可決**

▼**島牧村奨学基金条例の一部改正**

島牧村奨学資金貸付条例の規定による返還免除に伴い、基金の額が減少することから改正。

◎**全員賛成で原案可決**

▼**島牧村税条例等の一部改正**

地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い改正。

◎**全員賛成で原案可決**

その他

▼**後志広域連合規約の変更**

第3次後志広域連合広域計画案の検討において、広域化の調査研究に関する事務の見直しを行ったため規約の一部を変更。

◎**全員賛成で原案可決**

▼**閉会中の継続調査**

議会運営委員会の所管事務調査について、閉会中の継続調査とするもの。

◎**決定**

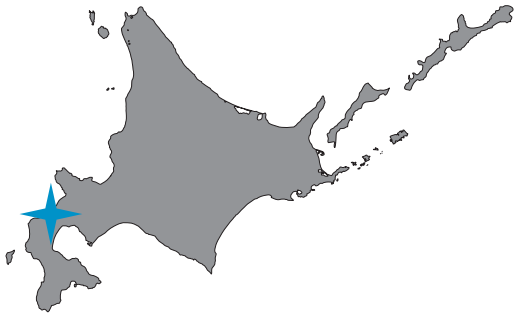

住民の思い、議会の意思を意見書として

意見書を提出

次の意見書を可決し、関係省庁へ提出しました。なお、紙面の都合で内容を要約して掲載しました。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、平成27年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

大雨災害に関する意見書

北海道では昨年８月、台風７、11、９号が相次いで上陸し、さらに台風10号の影響による集中豪雨に伴う河川の氾濫などにより、住宅や農地への浸水被害及び道路・鉄道の決壊や土砂災害が発生したところである。

また、定置網・養殖施設被害など水産被害も大きなものがある。

このように全道各地で甚大な被害が発生し、住民のくらしや経済活動に多大な影響が生じている。

こうしたことから、住民が一日も早く、安心してもとの生活を取り戻すことができるよう早急な災害対策と今後の防災対策が必要とされている。

ついては、この度の災害からの迅速な復旧と今後の防災対策に向け、特段の配慮を強く要望する。

JR北海道への経営支援を求める意見書

昨年11月18日、JR北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表した。

この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住民のくらしを破壊することになる。公共交通機関としての役割を放棄するものであるといわざるをえない。

JR北海道は発足当初から、国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件もかさなり、設備の維持管理には多額の費用が必要である。

よって国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を発揮できるように、JR北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう強く要望する。

一般質問

第１回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答をご紹介します。
今回の質問者は２名で、その全文を掲載しました。

坂下初雄　議員
■コミュニティバスについて

瀬戸川　豊　議員
■長寿者に対する慶祝金について
■文教対策について

コミュニティバスについて

坂　下　初　雄　議員

問

島牧は、地区が点在している。路線バスは、走っているが便数が少ない現状です。高齢者や身体障害者、今後、免許返納者等も多くなります。公共施設や医療機関への行き、帰りの利便性向上を目的として、また地域住民の移動手段確保のため、コミュニティバス運行実施にむけ計画をしてはどうかと思います。理事者の考えを伺います。

藤澤村長

公共施設や医療機関への、行き帰りの利便性向上や、地域住民の移動手段確保のため、コミュニティバスの運行実施に向け、計画してはどうかとのご質問でございますが、コミュニティバスにつきましては、高齢者や身体障害者などの交通弱者が、公共施設・医療機関に行きやすくするなど、地域住民の交通の利便性向上のため、一般的には路線バスの運行区域以外、あるいは、支線を用いて地方公共団体が、一般乗り合い旅客自動車運送事業者に委託して、運送を行う乗り合いバスによる方法、あるいは市町村自らが、自家用有償旅客運送者の登録を受けてもらう、市町村運営有償運送による方法により、運行する乗り合いバスをいうとされております。

コミュニティバスの導入にあたっては、国土交通省の示すガイドラインに沿って行うとされており、そのガイドラインには、路線や区域について、路線バスを実質的に競合することがないようにすることや、使用者ルールについて、地域特性又は路線特性に則して、使用や乗車定員について、検討すべきものとされております。

本村で、コミュニティバスの導入を検討する際には、特に路線バスとの競合について、留意する必要があると考えますが、現在、島牧寿都間の路線バスについては、ニセコバスが5往復運行しております。

1日の平均利用者数は、高校生・高齢者等を中心に49人ですが、人口減少とも相まって利用者数は、減少傾向にありますことから、村のニセコ

気軽に
*議会を傍聴*してみませんか。

◇定例会は、年４回開かれます。
（３月・６月・９月・12月）

◇臨時会は、
必要に応じて開かれます。

お問い合せは、議会事務局まで
（電話75－6274）

バスに対する補助金も毎年増加傾向にあり、平成28年度、本年度の見込みでは、1，600万円程を補助する予定であります。

運行便数が少なく、不便を感じている事は否めませんが、国道一線しかなく、支線のない本村で、コミュニティバスが運行することを想定しますと、間違いなくニセコバスと競合するため、更に利用者の減少を招くことが想定され、ニセコバスの路線経営が悪化、結果的に村の支出が増大し、状況によっては、路線バスの撤退を招く恐れがあります。

なお、ニセコバス以外での交通手段として、島牧診療所受診者のために、患者輸送バスを運行し、また社会福祉協議会では、移送サービス事業を実施し、移動手段を確保しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

坂下議員

私も、その資料をちょっと調べたんですけれども、村長の読んだとおりの資料を私も持っています。

ただですね、私は時間を掛ければ、計画しても良いんじゃないかということはですね、やはりニセコバスの確かに、会社も経営上島牧の運行というのは非常に無理だというのは感じております。

今、ニセコバスに補助している金額が1，700万。そして、高校生通学助成が200万。1，900万ぐらいほどの助成をしております。ただ、これ1，900万もあれば、やっぱりコミュニティバスを走らせるということ、財源的には恐らく十分できるという、私はね、考えています。

当然利便性もバスの便数も増やす、あるいは、病院に通う午後からの行き帰りも、非常に便利だなということを考えています。

色々その、近隣に入る部分ということは、高校生の通学に入るということなんですけれども、その辺は、近隣町村との話し合いで、特に話し合いが付けば、問題ないというような部分も見えています。

これはやはりですね、今から考えておかないと、ニセコバスが撤退した時は、非常に困るのではかと、やはり当社との話し合いも進めながら、そういう計画もしていったらどうなのかということで、私質問しております。

藤澤村長

1点目の現在ニセコバスさんの方へ、補助している分と高校生の通学補助と合わせると約1，900万ほどで、コミュニティバスの運行が可能になるのではないかという点でございます。

これは、ニセコバスが撤退したとしてもという、恐らく条件の下での、話しではないかなと思いますけれども、実際に、今ニセコバスさんが村から補助受けている分、これについては、島牧寿都のちょうど境の部分から、寿都町の政泊ですか、町村界のところから、島牧側の向こうにかかる分が村の方で補助しておりまして、そこまでの分は、寿都町さんが、やはり補助いたしております。

金額的には、ちょっと掌握しておりませんが、恐らく、数百万単位の補助を出していただいているのかなと思います。

なお、この補助につきましては、いわゆる生活路線バス等のですね、不便地等に対してもですね、国の制度に基づいて赤字額の1割分を道が出し、残りを自治体が負担し、その内の80％が特別交付金で措置されていると、このような、事業に基づいて行っているところでございます。

もう一点、近隣町村との協議、ニセコバスもいずれは撤退するのではないか。

この部分につきましては、やはり正直な話しをしますと、寿都町さんにするとですね、非常に利用者は、かなり激減、ニセコバスの島牧路線における、その政泊までのですね、間の利用者さんというのは、かなり激減しているのは事実でございます。

利用者の大半が島牧村の住民である。しかし、ルールに基づいて補助を出しているというのが実態でございます。

村が独自でやると言えば、寿都町さんからすると、ありがたい話しだなということになるのかと思います。それと併せて、1，900万でコミュニティバスが、全部ニセコバスの撤退した後のですね、路線確保として全部まかなえるかという既存の便数以上に出すことができるかということは、過去において、似たような検討をしたことがございましたが、非常にその金額では、到底まかなえきれないという状況にあります。

以上でございます。

坂下議員

よく理解できるところもあるんですけれども、住民の利便性については、やはり、その辺の検討をこれから十分してもらって、実施に向けて検討してもらいたいなと思います。

終わります。

藤澤村長

先ほど申し上げましたとおり、非常に具体化するには、かなりハードルの高い課題が何点かあろうかと思います。

ただ、ご質問主旨でございます、住民の交通弱者に対するその利便性の問題。これらについては、やはり大きな課題と私も考えておりますので、その部分のですね、何か良い諸策ないのか検討して参りたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

長寿者に対する慶祝金について

瀬戸川　豊　議員

問

私から2点質問させていただきたいと思います。

1つ目、長寿者に対する慶祝金について。

現在、島牧村において、長寿者に対する慶祝金について、条例を作成し、それに準じて88歳の方と、100歳の方々に、お祝金を出しているのですが、毎年のように該当者から、何故もらえないのかと言う問い合わせがあります。

村として、長寿者褒賞条例を該当者全員が貰える様な内容に、変更してみてはどうかと考えますが、この点についてお伺いをします。

藤澤村長

長寿者褒賞条例を、該当者全員に、貰えるような内容に変更してはどうかとの、ご質問でございますが、島牧村長寿者褒賞条例、これにつきましては、平成4年度に制定されましたが、平成9年度の介護保険制度施行を契機に、高齢者福祉の在り方が大きく変容した状況下で、当時、全国的に高齢者福祉事業に対する、投資形態を見直す動きが広まったことと、高齢化社会の到来を見据えた、将来的な村の財政事情を鑑み、身の丈にあった、制度にしていくことを目的として、平成12年12月21日に当時、議員協議会での協議を経て、平成13年4月1日に現行制度に条例改正しており、平成17年4月1日に、慶祝金の金額変更による条例改正を経て、現在に至っております。

島牧村長寿者褒賞条例施行規則につきましては、平成13年4月24日に制定しており、その施行規則の第2条、受給権者の居住要件として、実施期日以前6カ月の範囲内で、居住している者を含むものとする、と明確化しております。

このことについて、他自治体の同様事業におきましては、現在においても、基準日における、住所及び居住期間などの条件を付していることが、一般的となっている状況にございます。

このことは、住所があっても基準日に実際に居住していなければ、例外なく支給対象から外れてしまうことを意味しておりますが、条例及び規則の改正を行った平成13年度において、支給直前に、受給権者である住民が入院してしまったケースが発生し、条例に則ると、無支給となってしまうことから、本村では、やむをえない理由で不在となった方の救済を目的に、実施期日以前6カ月の範囲内で、居住していた者の受給権者とする、救済対策を講じ緩和してきておりますので、ご理解賜りたいと思います。

瀬戸川議員

だいたい今の説明、褒賞条例の説明に沿った説明であったと思います。

もちろん条例に明記しているわけでありますから、そのとおりだと思いますけれども、ただこの条例の目的っていう部分が、一番最初に出ておりまして、その条例を制定するにあたっての目的は、地域の社会に貢献した高齢者に対するもの。村民の敬老精神を高めること。高齢者福祉の増進を図ることとなっております。

これは、現在も変わらない、平成4年に制定した時点において、現在までも、この目的は変わらないということであります。

その都度、平成12年、13年度において、随時規則の改正等をしてきたことは今、村長の方から伝えられたことでありますけれども、私、この中で、この3つの今挙げた目的の観点から考えますと、満88歳と満100歳の方々に対して、お祝金を差し上げるという、こういう条例を作ったわけであります。

ただし、条例を施行する際の施行規則の中に、ただいま村長から説明ありました内容が、述べられております。

しかしながら、それで行くと、少なくとも島牧村に住民票をおいている方々、やむをえず入院し、あるいは、やむをえず施設入所という方に対しては、ある一定期間を設けることによって、そこに少なくとも、不公平感が発生するということはですね、毎年のように、誰からか、電話が入って、何で私貰えないのだろうかと、こういう問い合わせになっていると思うんです。

私は、今後この島牧村の人口動態等を鑑みても、また、

老齢人口が増えたとしても、なかなか88歳から１００歳まで生きられる人は、私少ないと思うんです。

　ということは、いかにそれが、長寿ということがですね、すごいかってことなんですよね。すごいかって、難しいってことですね。

　88、１００歳まで生き残るということは、この命という部分を鑑みた時には難しいと。その難しい命を生き切ったということで、当初のこの目的にある、この3点を鑑みた時に私は、できるならば、88歳、１００歳の方々に、該当者全員に、差し上げても良いんでないかなと。

　長年に渡って村のために貢献し、功労した方々ですもの。それは人的な部分、あるいは、居住しているという部分、島牧村に籍を置いてくれているという観点、それは取りも直さず、それこそ毎年国からもらう地方交付税の、算定基準の中の一つとなって、大きくそれがあるわけですから。

　そういうことを考えますと、私はできるのであれば、該当者全員に差し上げるということを、考えてみても良いのではなかろうかなと思います。

　また、予算計上しておりますから、予算的な部分で言いますと例えば今現在、１００歳の方には、30万を差し上げるということになっております。

　88歳においては、5万円を差し上げるということになっていますけれども、例えば１００歳になった方を予算的な面で、という問題であれば、30万を20万にするとか、15万にするとか、減額してでもですね、住民票をおいて下さっている方々には、皆さんに差し上げるという方向が、良いのではないのかなと思うんです。

　それはやっぱり、私自身のことを言っても分かるんですけれども、人間はやっぱり、お金のことに関してもそうですし、また物品に関してもそうですけれども、金額の多少から、物品の大小に関わらず、貰えるというのは、やっぱり嬉しいものですよ私たちは。

　その該当する方々に、その嬉しさというものを、享受してもらうということも、大事なんでなかろうかなと思います。

　これらの点について、村長いかがでしょうか。

藤澤村長

　高齢者への、褒賞への対処をどうするかというのは、基本的な部分かと思います。

　条例では、88歳に関しては、5年以上住所を有し、かつ現に居住している者。

　それから１００歳に対しては、10年以上住所を有し、かつ現に居住している者。

　この文言、住所を有し、かつ居住しているということで、いわゆる住所を有しが、先ほどお話しに出ておりましたが、住民基本台帳に、住民票に記載されているということを意味する部分でございます。かつ、居住している、実際に住んでいるという問題、先ほどのご質問でいけば、そこの部分の緩和が図れないのかという、意味合いかと思うところでございます。

　当時やはり、こういうような議論も、多々されたところのようでございます。

　問題は、人を色々な事情なもとで、逆に島牧に住んで、居住していても住所が違う自治体にあるというケース。

　それから、もう何年もいわゆる施設等に入所されていて、住民票はこちらにおいてあるけども、住所はあるかたちになっていますけれども、実際には、居住されていない様々なケースがあるという中で、どこかでしっかりとした、基準を定める必要があるだろうということで、この条例等が改正されながら、整備されていった経緯があろうかと思います。

　敬老精神の部分、やはりご長寿元気でいられるということが、一番大切なことであるという考え方、それに対する敬老精神でもあり、地域になが らく貢献していただいたという敬意も表し、この条例が褒賞条例として存在している。

　先ほど言いました部分と、どっかで視点によっては、矛盾する部分もあるのかもしれませんけれども、やはり逆に、公平に物事を行うという観点からいけば、どこかでしっかりとした線引きが必要になってくる。というようなことで、このような住所を有し、居住しているというかたちで、条例で謳っているところでございます。

　ただし、本当に誕生日の直前で、たまたま入院してしまった、これはもう該当しない。これはあまりにも大変なことだということで、しからば、ある程度の猶予期間を設けようという考え方が、この6カ月が正しいかどうかは別問題として、当時は、半年は見た方が良いのではないかという当時の考えに基づいて、定められているところでございます。

　ここで、全ての枠を外し住民票があるということのみを持って実施した場合、逆に実際の居住が伴わず、住民票だけがあるというようなこともですね、稀に起こってしまうのかなというような気もいたします。

　また、その居住住所なんなりも、あまりにも緩和しすぎるとですね、自分の誕生日等にですね、各自治体のこのような褒賞条例を見込んでですね、住民票だけを移すというようなそういう方は、滅多にいらっしゃらないと思いますけれども、公平さを持とうとしたことが、逆に不透明な部分を逆に作ってしまうのではないかなと、危惧するところ

でもございます。

現状といたしましては、100歳の額を低くして、88歳の対象枠を増やすというのも、一案ではないかという、ご意見ございましたが、当面は、現行のままで進めさせていただきたいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

瀬戸川議員

今、村長やっぱり公平性っていうこと、おっしゃったんだけれど、公平性ってことを言いますと、やはり枠を仕切るというのは、やむをえない事情なのかもしれないけれども、ちょっとやっぱり私としては引っかかりますね。

今、お話しされた、実際に島牧に住んでいるけど、地元に住民票がないという人はですね、この時点で貰えないってわかっているから誰も文句を言わないんですよ、はっきり言ったら。

だけども、その逆の場合って、やはり不満が出てくるっていう現実がありますね。

もう一つは、住民票を島牧においていて、かつ長期入院、長期施設入所というのをみたときに、施設入所か長期入院した方で、それはあくまで88歳に該当した人と、100歳に該当した人のみであって、87歳89歳は該当にならないわけですよね、はっきり言って。となると、少なくとも人数的に考えると、年間複数の二桁の人数というのは、あまり考えられないと私は思うんですよ。ちょっとデータ見てないから。でも、村側はそのデータは、見れるので将来的な人口動態みれるので、そのへんも十分勘案しながらですね、そうそう88歳100歳なる人が、何十人も毎回いるんだというものでは決してないし、その辺のとこ鑑みて、できれば条例の変更ということもですね、考えてもらえれば私は、ありがたいかなと思います。

そのことをお願いして、1番目の質問を終わりたいと思います。

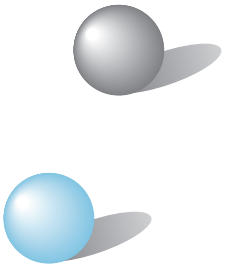

文教対策について

瀬戸川　豊　議員

問

次に、2点目の質問に入りたいと思います。
文教対策についてということで、村長は、村政執行方針の中で、校舎等の教育環境整備などと合わせて、学校給食の提供について、安全でおいしい物の提供に努めるとありますが、現状の給食センターは、施設の老朽化と設備等維持するに、不具合が生じる構造である事から、新たな建設が必要であろうかと考えますが、この点についてお伺いします。

藤澤村長

給食センターの新たな建設が、必要ではないかとのご質問でございますが、現在の給食センター、昭和52年の建設で40年ほど経過し、施設につきましての維持補修を行いながら、運営している状況にございます。

また、設備につきましても耐久年数なども考慮し、定期的に更新してきているところでございます。

給食センターの建替え新築につきましては、建設要件から現在の場所では、建設はちょっと不可能かと考えているところでございます。

新たな建設地の確保などが、必要となるところでございます。

本村、人口減少の中で、とりわけ児童生徒数の減少なども見極めながらですね、場合によっては、今のセンター方式から、学校との併設などのいわゆる親子方式なども含めですね、効率的で効果的な運営が行うことができるよう、直接主管となります、教育委員会等とも協議も行い建設等について、検討して参りたいと考えておりますので、ご理解のほど賜りたいと思います。

瀬戸川議員

村長も、私達と同じような考えを持っているということが分かりました。

やはり、建物の老朽化等、後は設備等についてもですね、やはり建物の構造自体がですね、やはり現在では、なかなか変えられない構造になっているということはあります。

今の説明の中に、確かに島牧村の生徒数というのは、これから年々減少の一途を辿っていくのではなかろうかなと思います。

しかしながら、そういうことを理由に、学校給食を廃止するということには、もちろんこれはならないです。

もちろんこれは学校給食法という法律に基づいて、運営をしていることでありますけれども、その中を見てみますと、これは教育委員会の方、教育長は、よくご存知だと思いますけれども、やっぱり学校給食の意義ということについては、食物に対する知識だとか栄養、そういうものを学んでもらう。

それから食生活に対する規範ということもその中で学んでもらう。

また、一方においては、多くの目に見えない命の恩恵というものも、学校給食というものの中で、これを教えることができるし、また教授してもらえるということがあります。

更にたくさんの人の手によって、作りだされている食事ということは、前面にでてきます。

そういった者を、児童生徒に教育の一環として指導することもできる。

また、こういったことについて、生徒児童に対して感謝の念をもっていただくということなども、これら全てが学びであるということを現場として、その給食センターが存在していると私は思うんです。

給食センターは、単に食事を作る場所ではなくして、その給食センターというものが、児童生徒に対する食育の教育、その他命の問題、それから食物の連鎖、繋がりの問題、色んなことが学べるその現場として、給食センターというものがあるのでは、なかろうかなと私は考えます。

今、村長おっしゃいましたように、今後やはり、今の現在地から学校に隣接するそばにそれから建てる。

また、現在の給食センターの環境、やっぱり設備面では新たなものを更新し、そしてやってはおりますけれども、やはり構造上、依然として掃除なんかは、水を床に撒いて、そして掃除をするという実態があります。

そういうことが他の自治体、全国の自治体の給食センターの現状と、はたして合致しているのかどうか。ということが、やっぱり大きな問題だと私は思います。

そういうものをクリアしてこそですね、食に対する知識栄養または、食生活に対する規範うんぬん言いましたけど、そういうものを生徒児童に指導し、また教育できる一つの環境整備に繋がるのではないのかなと。

今後、次世代に向けた、対応対策ということは、こういうことを考えた時に、必要となってくると私は思います。

今、先ほどの村長の答弁で、おおかた結論がみえているように思いますけれども、今一度、この件についてお伺いをしたいと思います。

藤澤村長

学校給食各般にわたる様々なご高説、ありがたく拝聴させてもらいました。

私も基本的には同感でございます。

ただ、問題となるのは、私は基本的に給食をなくすためにうんぬんってこではなくして、先ほどおっしゃられた、考え同感とすると言いましたのは、それは給食をやはり存続していく努力をどうしていくのか。というのが、開設者である私の責務でないかなと、考えているところでございます。

そのためには、自前でやることがはたして良いのかどうなのか。様々な、例えば都市部では業者等への委託が行われたりもしております。

また、こういう過疎地域等においては、いわゆる近隣自治体と共同運営している給食センター等もございます。

様々な形態が今、あろうかと思います。

いずれにしても、給食を廃止していくという方法ではなく、継続していくということへの、努力だと思うところであります。

加えて私はやはり、調理後、短時間に教室に行くことが、温かいものは、温かくというまた、食中毒等も一番防げる、ありかただというふうに思っております。

そういった意味合いで、先ほどの親子方式も含めてというような、センター方式のみならずにですね、親子方式もというような答弁もさせていただきました。

併せてこの問題につきましては、学校給食という捉え方ではなく、先ほど諸説ご教示いただけました、いわゆる教育としての捉え方、これは非常に大切な部分であり、現在、小中学校においては、食育が一つの大きな課題といいますか、学校の教科の中にも入ってきているところであり、そのために、栄養教諭の配置までであります。

それの本当の意味の実践の場というのが、給食の時間ではないのかなと思うところでございます。

学校教育との十分な連携を図りながら、今後検討して参りたいと思いますのでよろしくご理解のほどお願いいたします。

▲島牧村学校給食センター

予算特別委員会

新年度予算を審議

平成29年度　一般会計予算

31億6,800万円

前年度対比　20.7パーセント増

平成２９年度の各会計予算は、３月６日開会の第１回村議会定例会において、全議員で構成する予算特別委員会を設置、これに審査を付託し、３月１６・１７日審議しました。

３月17日に再開した本会議では、佐藤予算特別委員長から、予算特別委員会の審議を踏まえ、原案を可決すべき旨の報告があり、採決の結果、各会計とも委員長報告のとおり可決しました。

特別会計予算規模

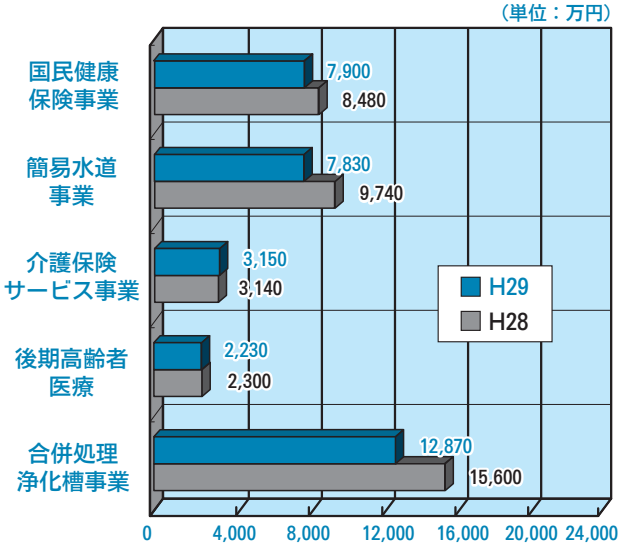

▲29年度　一般会計予算の審議状況

主な事業・一般会計

予算総額　31億6,800万円

総務費

■津波避難通路設置工事　1,896万円
　１箇所（本目地区）
■庁舎屋上防水改修工事　353万円
　軟質 FRP 防水　A ＝509.3㎡
■庁舎暖房設備事業　4,196万円
　エアコン設備・ボイラー室改修等
■歌島児童館浄化槽排水設備事業　628万円
　実施設計・浄化槽排水設備　一式
■原歌生活館浄化槽排水設備事業　739万円
　実施設計・浄化槽排水設備　一式
■光ネットワーク機器購入　1,512万円
　L3スイッチ購入

▲歌島児童館

民生費

■（仮称）在宅介護施設合築ホーム整備事業　42,440万円
　建設工事等　一式
■在宅介護職員等住宅整備事業　11,240万円
　建設工事等　一式
■配食サービス事業　226万円
　概ね65歳以上の調理が困難な人を対象に食事を提供
■生活管理指導員派遣事業　131万円
　介護保険給付対象外の高齢者宅へのホームヘルパーを派遣
■除雪サービス事業　135万円
　概ね65歳以上の独居老人・老人夫婦世帯対象の除雪
■総合福祉医療センター屋根改修工事　1,203万円
　軟質 FRP 防水　A ＝879.7㎡
■総合福祉医療センター非常灯交換工事　115万円
　LED 非常灯ダウンライト　15台他
■福祉灯油助成事業　119万円
　高齢者世帯等に対する灯油購入費の一部助成
■電気料金緊急支援事業　110万円
　低所得世帯などに一世帯5,500円を助成
■社会福祉協議会運営助成　2,458万円

▲島牧村総合福祉医療センター

衛生費

■診療所トイレ設備改修工事　331万円
　便座ウォシュレット取付工事他
■葬斎場浄化槽排水設備事業　550万円
　実施設計・浄化槽排水設備　一式

▲島牧村葬斎場

農林水産業費

■植車船揚場改良工事　2,895万円
　船揚場・防波堤など補修
■林道橋梁点検委託　480万円
　林道橋　５本
■林道賀老２号線ふれあい橋損壊復旧事業　1,330万円
　崩落盛土・陥没舗装部分などの復旧
■本目・折川頭首工改良事業　7,000万円
　頭首工改良調査設計・スリット化改良工事など
■種苗生産施設管理事業　882万円
　マゾイ、ナマコの種苗を生産・放流など
■経営体育成支援事業　204万円
　乾燥機導入助成
■漁港事業負担金（厚瀬・千走漁港）　1,100万円

▲植車船揚場

商工費

■雇用創出事業　579万円
　失業者に対する短期の雇用、就業機会の創出
■旅館・飲食業支援事業　315万円
　旅館・飲食業者等の施設整備に係る支援対策
■商工会運営助成　1,924万円
■中小企業電気料金緊急支援事業　150万円
　商工業者に対する電気料金値上げに伴う緊急支援
■狩場山 CAT スキーツアー実行委員会運営助成　464万円
■中小企業融資預託金　300万円
　中小企業への貸付に係る預託金

▲ CAT スキーツアー参加者

土木費

■布門内橋橋梁補修工事　1,810万円
　断面補修ほか　橋長20m　幅員5.5m
■尾形の川整備工事　539万円
　柵渠工　L＝38m
■ホンベツ川改修工事　898万円
　護岸工　かごマットエ　L＝44m
■橋梁補修設計委託業務　449万円
　滝の沢橋　設計委託
■公営住宅基本・実施設計委託　2,483万円
　RC１棟８戸　基本・実施設計業務

▲布門内橋

消防費

■油圧救助器具保守点検　49万円
■自治体消防制度70周年記念式典出席　45万円

教育費

■教員住宅浄化槽排水設備事業　174万円
　実施設計、浄化槽排水設備　一式
■元町教頭住宅屋根葺替工事　113万円
　屋根葺替　一式
■中学校ダイニングルーム床材シート貼替工事　105万円
　床材貼替　A＝137.5㎡
■人材育成事業　290万円
　小学生国内研修視察（５年生を対象、東京方面）ほか

▲国内研修視察（本年１月、新函館北斗駅）

主な事業・特別会計

国民健康保険事業特別会計

予算総額　7,900万円

■後志広域連合分賦金　5,276万円
　後志広域連合は、地方分権時代における国・道から町村への事務権限の移譲並びに多様化した広域行政需要等に適切かつ効率的に対応するため、平成19年、管内16町村で設立。国民健康保険事業、介護保険事業等の広域化・集約化が可能な事務について共同処理を行うための分賦金

簡易水道事業特別会計

予算総額　7,830万円

■水質検査委託　560万円
　村内６箇所の浄水場の原水、浄水を検査
■交換用水道メーター購入　400万円
　水道メーター144個購入
■水道メーター取替工事　279万円

介護保険サービス事業特別会計

予算総額　3,150万円

■デイサービス運営業務委託料　2,226万円
　日常生活上の世話や機能・適応訓練を行う

後期高齢者医療特別会計

予算総額　2,230万円

■後期高齢者医療広域連合納付金　2,163万円
　事務費負担金、保険料等負担金

合併処理浄化槽事業特別会計

予算総額　1億2,870万円

■水洗便所改良等工事資金補助　640万円
　16戸分、１戸あたり40万円を上限に補助
■浄化槽設置工事　8,144万円
　浄化槽設置22基の実施設計業務委託料及び設置工事費

1・27 臨時会

平成２９年第１回村議会臨時会は、１月２７日招集され、村長の行政報告のあと、「島牧村農業委員会委員の定数に関する条例の全部を改正する条例」など、議案４件を審議、原案どおり可決し、同日閉会しました。

藤澤　克　村長 行政報告

1 2017

平成29年シーズン狩場山ＣＡＴスキーツアー事業の進歩状況

平成29年シーズン狩場山ＣＡＴスキーツアー事業の進捗状況についてでございます。

12月20日からの事業開始に向け、後志森林管理署と滑走コースを含めた事業計画の協議を、行って参りましたが、12月27日付をもって国有林野使用許可を、得ることができましたので、ＣＡＴコースの設定を終え、去る1月16日から事業を実施いたしております。

1月期につきましては、全日程がほぼ予約済みであるとのことであり、2月期も盛況となるよう期待をしているところでございます。

また、ツアー事業を実施しております、有限会社ＪＲＴトレーディングから、更なる事業拡大に備え財務力の強化を図りたいとのことで、国の地域経済循環創造事業交付金の活用について協議があり、村としても積極的に支援することとし、第3回村議会定例会において所要費用を予算補正するなど致しましたが、国に出向き交渉を重ねるなども致しましたが、金融機関の貸し付け条件の一部が、どうしても交付要件に添わないということで、採択までにはいたりませんでした。

残念な結果にはなりましたが、事業の有望性に鑑み金融機関からの融資は受けられており、財務力の強化が図られ事業拡大を進めて行くとのことでございます。

また、本事業を安全第一に取り進めることが肝要であるとのことで、去る12月16日と22日の2回にわたり、消防・警察など関係機関の協力を得て、遭難救助訓練を実施いたしました。

万全の体制を整えておりますが、万が一にも出動することがないよう願うところでございます。

▲ＣＡＴスキーツアー参加者

歌島地区簡易水道施設における漏水

歌島地区簡易水道施設における漏水についてであります。

去る1月14日に発生しました、歌島地区の断水に係る原因と、対応状況についてでございます。

1月14日午後5時9分、水道監視装置の配水流量過大警報の発報に基づき、歌島地域全域について現地調査したところ、歌島神社から国道横断を経て、村道・作浜海岸通線側の水道本管布設区間が原因と判断され、掘削調査したところ、布設してあります水道本管50ミリ部分に漏水箇所を発見し、復旧工事を17日午後4時30分に終え、午後5時から給水を開始したところでございます。

また、豊浜地区におきましても、1月18日に1時間あたり1．7トンほどの漏水が発生し、断水を避けるため配水池への運搬補水並びに夜間における節水のご協力をいただきながら、漏水箇所を調査したところ、漏水箇所を発見し、断水に至ることなく対処を終

えておりますが、今なお小規模ながら漏水箇所がありますので、調査を継続し漏水を解消して参りたいと考えております。

いずれにいたしましても、水は生命財産を守るため不可欠なものでありますので、日常の管理を怠らず、事故等に関しては迅速な対応を持って参りますので、ご理解を賜りたいと存じます。

◀歌島地区漏水現場

元町団地における火災発生

去る1月16日午後9時29分、元町団地海側50号棟で火災が発生いたしました。

幸いにも入居者のいない空室であったため、人的被害が発生することはありませんでしたが、近隣の住民の皆様には、大変なご心配をお掛けしたところでございます。

火災発生原因についてでございますが、寿都警察署において調査中のため、詳細は判明しておりませんが、原因の一つとして、屋外配線からの漏電の可能性も想定されているようでありますので、1月20日から公営住宅並びに教職員住宅及び村職員住宅を対象に、屋外配線等の緊急点検を実施しておりますことを報告とさせていただきます。

寄附採納

昨年の10月31日、札幌市在住の高田康夫様より、本人名義の土地、字大平37番1、字江ノ島191番1、計2筆土地採納願いがあり、昨年の12月6日で所有権移転登記を終了いたしましたので、ご報告申し上げます。

寄附採納2件目は、去る12月30日、株式会社島牧開発様より、地域福祉に役立ててほしいとのことで、20万円の寄附採納がありました。

ご寄附の意思に添うよう、地域福祉基金に積み立ていたしまして、今後の地域福祉のために有効活用させていただくことに致しましたので、ご報告いたします。

審議した議案

条例改正

▼島牧村農業委員会委員の定数に関する条例の全部を改正する条例

改正農業委員会等に関する法律の施行に伴い、島牧村農業委員会の委員の定数を新たに定めるため提案。

◎全員賛成で原案可決

▼島牧村特別職の職員の給与及び旅費支給に関する条例の一部改正

島牧村特別職の職員の給与改定について、島牧村特別職報酬等審議会に諮問した結果、意見の答申を得たので、答申どおり改定のため、本条例の一部を改正。

◎全員賛成で原案可決

▼島牧村議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

島牧村議会議員の報酬等改定について、島牧村特別職報酬等審議会に諮問した結果、意見の答申を得たので、答申どおり改定のため、本条例の一部を改正。

◎賛成多数で原案可決

▼島牧村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

島牧村特別職の職員で非常勤のものの報酬改定について、島牧村特別職報酬等審議会に諮問した結果、意見の答申を得たので、答申どおり改定のため、本条例の一部を改正。

◎全員賛成で原案可決

▼島牧村特別職の職員の給与

元町団地火災現場

地域おこし協力隊員紹介。　丸山倫徳さん

議会日誌

平成29年１月から３月

［１月］
- ６日　消防出初式（長尾議長ほか）
- ８日　成人式（長尾議長ほか）
- １６日　例月出納検査
- ２０日　議会運営委員会
- ２７日　第１回村議会臨時会
- 新年交礼会

［２月］
- ５日　いちはし修治新春の集い（倶知安町　後藤副議長）
- ９日　全員協議会
- １０日　南部後志環境衛生組合議会臨時会（黒松内町　後藤副議長）
- １６日　後志町村議会議長会定期総会（札幌市　長尾議長）
- ２０日　例月出納検査
- ２２日　後志町村等監査委員協議会（札幌市　瀬戸川議員）
- ２６日　村田のりとし新春の集い（洞爺湖町　長尾議長）
- ２７日　後志広域連合議会定例会（倶知安町　長尾議長）
- ２８日　南部後志衛生施設組合議会定例会（寿都町　中田議員）
- 南部後志環境衛生組合議会定例会（黒松内町　後藤副議長）

［３月］
- １日　議会運営委員会
- ６日　第１回村議会定例会（１日目）
- ９日　スポーツ表彰式（長尾議長）
- １４日　例月出納検査
- １５日　中学校卒業式（長尾議長）
- １６日　第１回村議会定例会（２日目）、予算特別委員会
- １７日　第１回村議会定例会（３日目）、予算特別委員会
- １８日　保育所卒園式（長尾議長）
- ２２日　小学校卒業式（長尾議長）
- ２８日　岩内・寿都地方消防組合議会（岩内町　髙島議員）
- ３０日　後志教育研修センター組合議会定例会（倶知安町　瀬戸川議員）

後編集記

■議会広報「かりば１５９号」をお届けします。本号では、第１回定例会の審議内容、一般質問及び新年度予算の内容を中心に編集しました。ぜひご覧になって、村の方針や議会活動にご理解を深めていただきたいと思います。

お詫び　１月号で濱野議員の一般質問及び藤澤村長の答弁において、「次の住家」とあるのは、「終の住処」の誤りです。お詫びして訂正いたします。